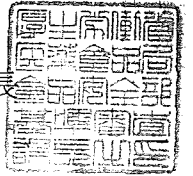


食安基発 1005 第 3 号  
平成 21 年 10 月 5 日

財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）

食品衛生行政につきまして、かねてより御協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）に基づき、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物について、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、本消除規定に基づき、これまでに 70 品目が消除されています。

今般、消除規定に基づく消除予定添加物名簿の公示に先立ち、現に既存添加物名簿に記載されている 418 品目の既存添加物の販売等の実態につき厚生労働科学研究等により予備的な調査を行ったところ、別添 1 に掲げる 125 品目の既存添加物について添加物としての販売等が確認できなかったことから、これらの品目の販売等の実態について調査を行うことといたします。

本件につきましては、厚生労働省のホームページ\*及び検疫所での掲示等による周知並びに都道府県を通じての調査を行っているところですが、貴団体におかれましても、所属する会員等に対し、別記の実施要領の写しを送付すること等により、調査対象の既存添加物又はこれを含む製剤若しくは食品について、販売等がなされているのであれば別添 2 の様式により申し出ていただくよう、周知方よろしくお願いいたします。

なお、今回の調査は別添 1 に掲げる既存添加物について、添加物としての販売等の実績を調査するものであり、専ら食品原材料として使用されているものについては申し出の対象としていないこと、及び調査の対象品目を販売等していない旨の報告は不要であることについてご留意ください。

なお、消除規定に基づき既存添加物名簿より名称の消除された添加物は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき添加物としての指定がなされない限り、添加物としての販売等が禁止されることを念のため申し添えます。

※ 厚生労働省医薬食品局食品安全部ホームページ（分野別施策 [食品添加物]）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>

(別記)

## 消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査実施要領

### 1. 調査対象

既存添加物名簿に名称が記載されている418品目のうち、添加物としての販売等の実態が確認できない125品目（別添1参照）。

今回の調査は、現に添加物として販売等の実績があるものを対象とするものであり、専ら食品原材料として用いられているものについては申し出の対象としていない。

### 2. 申し出の手続き等

- (1) 1. の調査対象品目につき添加物としての販売等の実績がある場合には、別添2の申出書に記入の上、平成22年1月8日までに以下の連絡先に FAX 又は電子メールにて事前に連絡の上、必要な書類を郵送願いたい。

連絡先：厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課添加物係

電話 03-5253-1111（代表）（内線2453）

FAX 03-3501-4868

電子メール [fa-research@mhlw.go.jp](mailto:fa-research@mhlw.go.jp)

- (2) 申出書の記載に当たっては、以下について留意されたい。

- ① 既存添加物の名称は、必ず別添1に記載してある名称にて記載すること。なお、詳細欄に基原の記載がある品目については、該当する基原も記載すること。
- ② 添加物としての販売等の実績を示す書類を添付すること。（例：販売実績を示す書類（既存添加物名、商品名、商品概要、販売先、販売数量の記載のある納品伝票等の写し等）、食品への使用実績を示す書類（食品メーカー名、使用対象食品の名称・商品名・使用目的・原材料表示内容の記載がある原材料表示包材等のコピー等）、添加物としての有効性を示すデータ等）
- ③ 既存添加物及びこれを含む食品の販売等を行っている企業等の名称、担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。

- (3) 調査対象品目を販売等していない旨の報告は不要である。

### 3. その他

- (1) 厚生労働省としては、本調査の結果を取りまとめた後、平成22年2月を目途に消除予定添加物名簿を公示し、6ヵ月間の訂正申出期間を経て、公示の日から1年以内に既存添加物名簿の改正を行う予定である。
- (2) 既存添加物については、安全性の確認及び成分規格の検討を計画的に進めており、検討の必要性の高い品目から順次、動物試験等の安全性試験や成分分析等を実施しているところである。このため、新たに販売等の流通実態の確認された既存添加物については、厚生労働省から安全性試験等に必要となる検体の提供を依頼することがあるので、その際には協力方よろしく願います。

(3) 既存添加物名簿より名称の消除された添加物は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき添加物として指定されない限り、添加物としての販売等は禁止されることを留意されたい。

(別添1)

## 食品添加物としての流通実態が確認できない既存添加物

既存添加物名簿番号	名 称	詳 細
001	アウレオバシジウム培養液	
010	アスペルギルスステレウス糖たん白質	
011	N-アセチルグルコサミン	
021	アラビノガラクトン	
023	アルカネット色素	
028	アロエベラ抽出物	
032	イソマルトデキストラナーゼ	
037	イモカロテン	
044	エゴノキ抽出物	
046	エラグ酸	
049	オキアミ色素	
052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
053	オリゴガラクチュロン酸	
054	オリゴグルコサミン	
055	γ-オリザノール	
056	オレガノ抽出物	
058	海藻灰抽出物	
061	カカオ炭末色素	
065	ガストリックムチン	
087	カワラヨモギ抽出物	
089	カンゾウ油性抽出物	
094	キダチアロエ抽出物	
096	キチン	
099	キナ抽出物	
100	キハダ抽出物	
106	グァーガム酵素分解物	
109	クエルセチン	
113	グッタハンカン	
115	クリストバル石	
116	グリーンタフ	
119	グルコサミン	
133	クワ抽出物	
136	ゲンチアナ抽出物	
140	酵素処理カンゾウ	
141	酵素処理チャ抽出物	

147	酵素分解ハトムギ抽出物	
148	酵素分解リンゴ抽出物	
156	コバルト	
157	ゴマ油不けん化物	
160	ゴム分解樹脂	
162	コメヌカ酵素分解物	
165	ササ色素	
166	サトウキビロウ	
171	サンダラック樹脂	
180	シコン色素	
182	シソ抽出物	
185	ジャマイカカシヤ抽出物	
186	ショウガ抽出物	
187	焼成カルシウム	ウニ殻、造礁サンゴ
193	スクレログム	
197	スフィンゴ脂質	米ぬか
202	ゼオライト	
203	セサモリン	
205	セスバニアガム	
206	セピオライト	
212	ソルバ	
213	ソルビンハ	
214	L-ソルボース	
215	ダイズサポニン	
223	胆汁末	
226	タンニン(抽出物)	栗皮、タマリンド、ミモザ
231	チャ種子サポニン	
232	チャ抽出物	
233	チルテ	
235	ツヌー	
238	低分子ゴム	
239	テオブロミン	
244	電気石	
248	動物性ステロール	
249	ドクダミ抽出物	
258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
264	ナフサ	
268	ニガキ抽出物	
269	ニガーグッタ	

270	ニガヨモギ抽出物	
271	ニストース	
273	ニューコウ	
275	ニンニク抽出物	
278	パーオキシダーゼ	
281	パフィア抽出物	
284	パラジウム	
287	ヒアルロン酸	
288	ヒキオコシ抽出物	
293	L-ヒドロキシプロリン	
294	ヒマワリ種子抽出物	
295	ヒメマツタケ抽出物	
296	ピメンタ抽出物	
299	ファフィア色素	
305	フェルラ酸	
309	ブドウ果皮抽出物	
310	ブドウ種子抽出物	
317	プロポリス抽出物	
322	粉末モミガラ	
331	ヘスペレチン	
335	ベニノキ末色素	
338	ベネズエラチクル	
339	ペパー抽出物	
343	ヘマトコッカス藻色素	
348	ホウセンカ抽出物	
349	ホコッシ抽出物	
359	マッサランドバチョコレート	
360	マッサランドババラタ	
364	未焼成カルシウム	骨、真珠層
370	ムラサキヤマイモ色素	
372	メチルチオアデニン	
374	メパロン酸	
375	メラロイカ精油	
377	モウソウチク炭抽出物	
378	モウソウチク抽出物	
385	モリン	
386	モンタンロウ	
388	油煙色素	
389	ユーカリ葉抽出物	

403	D-リボース	
405	リンターセルロース	
406	ルチン酵素分解物	
407	ルチン(抽出物)	アズキ全草、ソバ全草
408	ルテニウム	
409	レイシ抽出物	
410	レッチュデバカ	
411	レバン	
412	レモン果皮抽出物	
415	ログウッド色素	
416	ロシディンハ	
419	ワサビ抽出物	

(別添2)

## 既存添加物の販売等の申出書

既存添加物名簿番号	
名 称	
添加物としての販売実績等 (販売/使用期間、数量等)	
使用目的及び使用方法	
備 考	

上記の既存添加物については、添加物として販売等の実績があることから、別添の書類を添付して報告します。

平成 年 月 日

住所  
企業等の名称  
担当者連絡先  
所属  
氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 殿

送付先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課添加物係  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03(5253)1111(内線2453) FAX 03(3501)4868  
E-mail : fa-research@mhlw.go.jp